

第 8 6 期 決 算 公 告

平成18年6月27日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 堰八 義博

連結貸借対照表（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	198,407	預 金	3,366,864
買 入 金 銭 債 権	2	譲 渡 性 預 金	17,550
商 品 有 価 証 券	3,329	コールマネー及び売渡手形	95,200
金 銭 の 信 託	22,996	債券貸借取引受入担保金	84,060
有 価 証 券	907,679	借 用 金	26,000
貸 出 金	2,602,323	外 国 為 替	63
外 国 為 替	3,696	そ の 他 負 債	44,239
そ の 他 資 産	37,813	退 職 給 付 引 当 金	11,332
動 産 不 動 産	28,861	支 払 承 諾	29,663
繰 延 税 金 資 産	39,739	負 債 の 部 合 計	3,674,973
連 結 調 整 勘 定	1,516	(資 本 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	29,663	資 本 金	93,524
貸 倒 引 当 金	63,617	資 本 剰 余 金	16,795
		利 益 剰 余 金	22,058
		株 式 等 評 価 差 額 金	5,061
		資 本 の 部 合 計	137,439
資 産 の 部 合 計	3,812,413	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	3,812,413

連結損益計算書

平成 17年 4月 1日 から
平成 18年 3月 31日 まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		88,099
資 金 運 用 収 益	63,495	
貸 出 金 利 息	51,850	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	9,642	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	23	
買 現 先 利 息	7	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,971	
役 務 取 引 等 収 益	17,816	
そ の 他 業 務 収 益	3,974	
そ の 他 経 常 収 益	2,813	
経 常 費 用		64,563
資 金 調 達 費 用	3,596	
預 金 利 息	3,133	
譲 渡 性 預 金 利 息	12	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	3	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	10	
借 用 金 利 息	432	
そ の 他 の 支 払 利 息	4	
役 務 取 引 等 費 用	5,562	
そ の 他 業 務 費 用	2,065	
営 業 経 費	38,321	
そ の 他 経 常 費 用	15,016	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,985	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,030	
経 常 利 益		23,536
特 別 利 益		218
動 産 不 動 産 処 分 益	172	
償 却 債 権 取 立 益	46	
特 別 損 失		940
動 産 不 動 産 処 分 損	206	
減 損 損 失	102	
そ の 他 の 特 別 損 失	631	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		22,814
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		64
法 人 税 等 調 整 額		9,601
当 期 純 利 益		13,148

(連結財務諸表の作成方針)

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結される子会社 2社

会社名

道銀ビジネスサービス 株式会社

道銀カード 株式会社

従来持分法適用の関連法人であった道銀カード株式会社は、平成18年3月に株式を取得し、連結子会社となりました。

なお、当連結会計年度の道銀カード株式会社の損益については、持分法を適用しております。

2. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

3. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

4. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定相当額については、当該連結子会社(道銀カード株式会社)のみなし取得日を平成18年3月末としておりますので、平成19年3月期より5年間の均等償却を行います。

(連結貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については連結決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年~50年

動 産 3年~20年

連結される子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,534百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(11,587百万円、代行返上後)については、15年による按分額を費用処理しております。

11. 当行及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- 連結される子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。
14. 当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
15. 動産不動産の減価償却累計額 34,693 百万円
16. 動産不動産の圧縮記帳額 1,063 百万円
17. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、ATM、電子計算機及び車輛の一部については、リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,076百万円、延滞債権額は108,202百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,413百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は143,692百万円であります。
- なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,470百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-------------|
| 有価証券 | 231,789 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 84,060 百万円 |
| 売渡手形 | 95,200 百万円 |
| 預金 | 12,248 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券87,767百万円を差し入れております。
- また、動産不動産のうち保証金権利金は2,860百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は51百万円であります。
24. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
25. 1株当たりの純資産額 103 円 36 銭

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	3,329 百万円				
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	37				
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国債	11,822 百万円	11,874 百万円	51 百万円	54 百万円	3 百万円
社債	6,429	6,266	162	0	162
その他	28,965	28,404	561	178	739
合計	47,217	46,545	672	233	905

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	34,022 百万円	63,459 百万円	29,436 百万円	29,754 百万円	317 百万円
債 券	724,556	703,038	21,517	377	21,895
国債	502,627	483,850	18,777	47	18,825
地方債	44,538	43,585	952	17	970
社債	177,390	175,602	1,787	312	2,099
その他	56,939	57,515	576	1,366	790
合計	815,518	824,013	8,494	31,498	23,003

なお、上記の評価差額から繰延税金負債3,431百万円を差し引いた額5,063百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
196,939 百万円	2,676 百万円	1,985 百万円

28. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非公募事業債	30,922 百万円
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	5,525

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	59,522 百万円	262,734 百万円	200,250 百万円	229,706 百万円
国債	20,544	104,156	142,621	228,349
地方債	1,538	15,890	26,157	-
社債	37,439	142,687	31,471	1,357
その他	5,598	10,034	49,143	1,430
合計	65,120	272,768	249,394	231,137

30. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	5,000 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	109

その他の金銭の信託

取得原価	18,000 百万円
連結貸借対照表計上額	17,996
評価差額	3
うち益	29
うち損	33

なお、上記の評価差額に繰延税金資産1百万円を加えた額2百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、919,383百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	42,124 百万円
年金資産（時価）	24,367
未積立退職給付債務	17,756
会計基準変更時差異の未処理額	6,952
未認識数理計算上の差異	3,649
未認識過去勤務債務（債務の減額）	4,178
連結貸借対照表計上額の純額	11,332
前払年金費用	-
退職給付引当金	11,332

33. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は102百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.40%であります。

35. 連結貸借対照表の資産及び分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

（連結損益計算書注記）

1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たりの当期純利益金額 32 円 27 銭

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 20 円 73 銭

4 「その他の経常費用」には株式等償却147百万円を含んでおります。

5. 当行の減損損失は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としており、処分予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、寮・社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。連結子会社については、各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

上記の固定資産のうち、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額102百万（土地79百万円、建物23百万円）を減損損失として計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準（国土交通省、平成14年7月3日改正）」等に基づき算出しております。

6. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。